

## 気仙沼市空き家バンクの利用をお考えの皆様へ ～空き家を買いたい・借りたいとき～

### ○空き家バンクの利用について

空き家バンクへの利用登録が必要です。

気仙沼市に移住・定住等を希望する方で、税滞納者や暴力団等でなければ、登録できます。また、既に気仙沼市に在住されている方や、法人でも登録できます。

### ○登録時に必要な書類

- ①空き家バンク利用登録申請書（様式第3号）
- ②利用希望者の身分を証するものの写し

### ○現地案内について

空き家の現地案内は、空き家バンクの利用登録後に可能となります。

現地案内には事前予約が必要です。必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。

### ○問い合わせ先

気仙沼市移住・定住支援センター MINATO

住所 気仙沼市南町海岸 1-11 気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザ 2F

TEL/ FAX 0226-25-9119

HP <http://www.minato-kesennuma.com>

## 気仙沼市空き家バンクQ&A（空き家を買いたい、借りたい方向け）

Q1 空き家バンクの利用に、登録料がかかりますか？

A1 空き家バンクの登録は無料です。

Q2 空き家バンクに登録されている物件は、どこで見られますか。

A2 気仙沼市移住・定住支援センター MINATO（以下 MINATO）のホームページで閲覧できます。ホームページをご覧になれない方は、窓口（気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザ 2F）でも同じものをご案内できます。

Q3 空き家バンクのホームページに気になる物件があります。外観だけでも見たいので、空き家の住所を教えてくださいませんか？

A3 空き家の住所は所有者の個人情報となりますので、ホームページに掲載している以外の情報については、お教えすることができません。

Q4 利用登録をして、気になる物件があったので、現地見学を申し込みたいのですが、都合の良い日に合わせてもらえますか。

A4 利用登録者の都合の良い日に現地見学を行えるように、物件の所有者や物件を担当する仲介業者と調整いたしますので、ご相談ください。

Q5 物件所有者と直接の交渉をしたいので、所有者の連絡先を教えてください。

A5 契約交渉は、担当仲介業者を通じて行いますので、所有者を直接紹介することはできません。

なお、成約した場合には、仲介業者に対し、法律で決められた仲介手数料が必要になります。

Q6 空き家に定住するのではなく、月に数日滞在する場合でも利用できますか。また、従業員の宿舎としても利用できますか。

A6 所有者の意向によりませんが、セカンドハウスや従業員宿舎としての利用も可能です。

Q7 空き店舗もありますか。

A7 登録物件に限りますが、店舗併用住宅の物件であればご紹介できます。

Q8 気に入った物件があったので、交渉を申し込みたいのですが、どうすればいいですか。

A8 「空き家バンク物件交渉申請書（様式第6号）」を、MINATO へ提出してください。MINATO からで申し込みがあった旨を、希望物件の所有者と物件を担当する仲介業者へ連絡します。

その後、担当仲介業者の仲介により、所有者との交渉を行っていただきます。

Q9 気に入った物件にはすぐ住めますか？

A9 補修や家財の撤去が必要な物件もあります。それぞれの物件で状況が異なりますので、仲介業者にご確認ください。

Q10 田や畑も空き家と一緒に借りることはできますか。

A10 空き家の敷地内にある家庭菜園（農地と認められるものを除く）については、一緒に借りることはできます。田畑などの農地の貸借、転用には、別に農業委員会に申請を行い、許可を受ける必要があります。

Q11 登録内容の変更や登録を取消したい場合は、どうすればいいですか。

A11 登録内容に変更がある場合は、「空き家バンク利用登録変更届出書（様式第4号）」を MINATO へ提出してください。また、利用登録を取り消す場合は、その旨を MINATO まで連絡してください。